

相対交渉取引等における取引時間延長に伴う「終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例」等の一部改正新旧対照表

目次

	(ページ)
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	1
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	2
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	3

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程
及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引時間)</p> <p>第7条 終値取引の取引時間は、前条第3項各号に掲げる各々の値段につき、次の各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 前日終値 午前8時20分から<u>9時</u>まで</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年10月11日から施行する。</p>	<p>(取引時間)</p> <p>第7条 終値取引の取引時間は、前条第3項各号に掲げる各々の値段につき、次の各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 前日終値 午前8時20分から<u>8時50分</u>まで</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・
貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(相対交渉取引の取引時間)</p> <p>第12条 相対交渉取引の取引時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 単一銘柄取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から午後0時30分まで)とする。ただし、第14条第1項の規定に基づく交渉を行う場合の取引時間は、午前8時20分から<u>9時</u>まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時20分から4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から<u>9時</u>まで及び午前11時20分から午後0時30分まで)とする。</p> <p>(2) バスケット取引</p> <p>午前8時20分から<u>9時</u>まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時20分から4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から<u>9時</u>まで及び午前11時20分から午後0時30分まで)とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年10月11日から施行する。</p>	<p>(相対交渉取引の取引時間)</p> <p>第12条 相対交渉取引の取引時間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 単一銘柄取引</p> <p>午前8時20分から午後4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から午後0時30分まで)とする。ただし、第14条第1項の規定に基づく交渉を行う場合の取引時間は、午前8時20分から<u>8時50分</u>まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時20分から4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から<u>8時50分</u>まで及び午前11時20分から午後0時30分まで)とする。</p> <p>(2) バスケット取引</p> <p>午前8時20分から<u>8時50分</u>まで、午前11時5分から午後0時30分まで及び午後3時20分から4時30分まで(半休日においては、午前8時20分から<u>8時50分</u>まで及び午前11時20分から午後0時30分まで)とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借
取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 午前<u>9時</u>から11時まで及び午後0時30分から3時15分まで(半休日においては、午前<u>9時</u>から11時15分まで)においては、次に掲げる値段とする。</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年10月11日から施行する。</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 午前<u>8時50分</u>から11時まで及び午後0時30分から3時15分まで(半休日においては、午前<u>8時50分</u>から11時15分まで)においては、次に掲げる値段とする。</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>